



広報

皆さんと村を結ぶ架け橋

# しむかっぷ

5

2026  
No.821



## TOPICS

- ▶ 村の新しい顔ぶれ
- ▶ 入園式・入学式
- ▶ 村の出来事 ほか



転入異動・採用

教職員人事

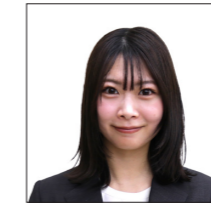
※（ ）内は前任校。敬称略。  
占冠中央小学校



校長 三戸 孝之  
(枝幸町立岡島小学校)



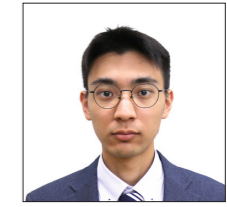
教諭 島 良輔  
(旭川市立豊岡小学校)



教諭 廣瀬 裕子  
(旭川市立千代田小学校)



教諭 廣瀬 裕子  
(期限付)



教諭 松岡 恵大  
(期限付)



養護教諭 縄田 聖菜  
(新規採用)



校長 宇野 正義  
(名寄市立智恵文小中学校)

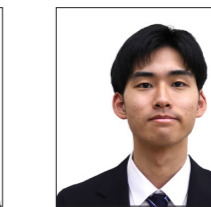


教諭 栗中 空  
(新規採用)

トマム学校



教頭 竹内 千春  
(占冠中央小学校)



教諭 高岡 洸太  
(新規採用)



養護教諭 能祖 捺子  
(期限付)



巡査部長 菅原 陵  
(倶知安警察署)

村職員人事

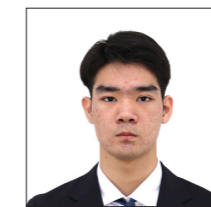
※（ ）内は所属。敬称略。  
占冠村役場



職員 両瀬 潔  
(農林課林業振興室)



職員 大岩 未希  
(福祉子育て支援課占冠保育所)



職員 高橋 暁仁  
(建設課下水道担当兼水道担当)

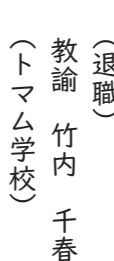


職員 毛利 颯汰  
(庶務係)

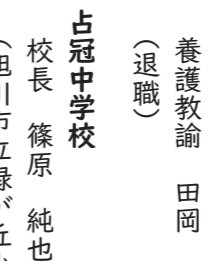
転出異動・退職

教職員人事

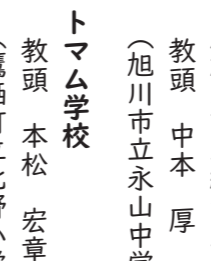
※（ ）内は後任校。敬称略。  
占冠中央小学校



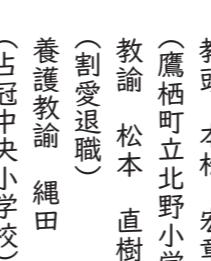
校長 岩谷 孝二  
(退職)



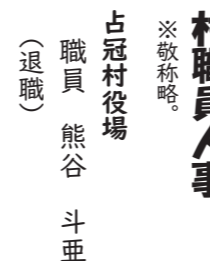
教諭 竹内 千春  
(トマム学校)



教諭 島山 美香  
(旭川市立旭川小学校)



教諭 松本 直樹  
(旭川市立永山中学校)



職員 熊谷 斗垂  
(退職)

村職員人事

※敬称略。  
占冠村役場



職員 岩谷 孝二  
(占冠中央小学校)



職員 大岩 未希  
(福祉子育て支援課占冠保育所)



職員 高橋 暁仁  
(建設課下水道担当兼水道担当)



職員 毛利 颯汰  
(庶務係)

令和8年度  
行政区長のご紹介

4月24日(金)に行政区長会議が行われ、令和8年度の行政区長が次の通り決定しました。  
皆さんと行政を結ぶパイプ役を担っていただく行政区長をご紹介します。

双珠別

藤岡 幸次さん

中央第二

鈴木 雅士さん

宮下

稲田 實さん

本通

窪田 敏雄さん

千歳

児玉 眞澄さん

高台

神田 正俊さん

美園

馬瀬戸 道春さん

占冠第一

長船 和敏さん

占冠市街

中村 博さん

上トマム第一

船橋 章さん

上トマム第二

安居 明美さん

中トマム

伊藤 修さん

総務課総務担当 TEL 56-2121

『しむかっぷ 家庭ごみの分別ガイドブック』をご活用ください

村では、平成15年、平成19年、令和元年にごみの分別辞典を発行し、都度分別方法の変更や追加をご案内してきました。

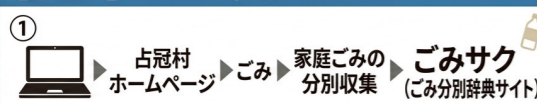
このたび、ごみの出し方のルールや各ごみの分別方法、主な品物の分別区分をまとめた「しむかっぷ 家庭ごみの分別ガイドブック」を新たに発行しました。すでに全世帯に配布しておりますので、ごみの分別に迷ったときや分かりにくい品物については、ガイドブックでご確認いただき、ごみの分別強化にご協力をお願いします。

なお、ごみの分別方法や出し方をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できる 分別辞典サイト『ごみサク』もご活用ください。

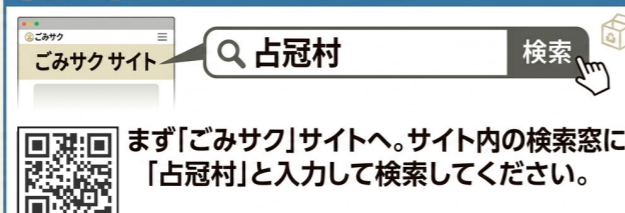


ごみサク検索方法

【方法1】Webで直接アクセス



【方法2】検索&かんたんアクセス



建設課環境衛生担当 TEL 56-2173



3/28(土)



### メープルシロップ採取体験・エバポレーター見学会

国の採択を受けて新たに整備されたメープル工房でメープルシロップ作りの体験・見学会が実施されました。実際にイタヤカエデの村有林でタッピング（穴あけ）作業を行い、樹液の採取を体験。その後、採取地からメープル工房へ戻り、エバポレーター（専用設備）による煮詰め工程を見学し、メープルシロップ作りの一連の流れを学べる内容となりました。村内外から17人が参加し、



参加者からは「特産品であるメープルシロップの製造工程を学ぶことができた」「施設内に村内事業者の作品や資料を展示して情報発信も行ってほしい」といった意見が寄せられました。メープルシロップの製造工程を学べた満足感や、新たな観光交流拠点としての期待が高まるツアーとなりました。

4/6(月)



### 旗の波運動を実施

春の全国交通安全運動（4月6日～15日）に先立ち、街頭啓発「旗の波運動」が道の駅自然体感しむかっぶ前の国道沿いで実施されました。通過するドライバーに対して、参加者24人が交通安全旗を手に安全運転を呼びかけました。雪解けが進み、交通量が増加するシーズンとなりましたが、スピードダウンなど安全運転を心がけ交通事故死ゼロをめざしましょう。

3/31(火)



### 消防団長退任式

占冠消防支署にて、藤本 重克（ふじもと しげかつ）消防団長の退任式が行われました。藤本さんは、平成2年4月1日に占冠消防団に入団され、令和4年4月1日から第11代団長として36年間にわたり村の消防活動にご尽力されました。長年にわたり占冠村の安心と安全を守り続けた功績に対し、占冠村長から感謝状と記念品が贈呈されました。

## ご入園・ご入学 おめでとうございます

春の暖かな陽気に包まれる中、村内保育所の入園式、小中学校・義務教育学校の入学式が行われました。未来を担う子どもたちは村の宝物。子どもたちの健やかな成長を地域で見守っていきましょう。



4/3 トナム保育所



4/3 占冠保育所



4/7 トナム学校



4/7 占冠中央小学校



4/7 占冠中学校



## 狂犬病予防注射を実施します！

狂犬病は、犬だけでなく人にもうつる病気です。発症した場合ほぼ100%死に至るといわれています。そのため、狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の飼い犬に毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。人と犬の健康を守るため、飼い犬には必ず注射を受けさせましょう。



▶ 実施日 **5月14日(木)**

時 間	対象地区	場 所
午前 9時00分 ～9時15分	上ト マ ム	トマムコミュニティセンター前
9時30分	中ト マ ム	戸 別 訪 問
9時40分	下ト マ ム	戸 別 訪 問
10時15分	旧占冠第二	戸 別 訪 問
10時25分	占冠市街	旧占冠住民センター前
10時35分	占冠第一	戸 別 訪 問
10時50分	美園・高台	戸 別 訪 問
11時15分	中央第二	戸 別 訪 問
11時35分 ～12時00分	千歳・本通・ 宮下	総合センター前
午後 1時10分 ～1時55分	双 珠 別	戸 別 訪 問
2時20分	二 二 ウ	戸 別 訪 問

▶ 対 象 生後91日以上の飼い犬  
▶ 手数料 3,240円/頭(登録済みの飼い犬)

※注射時に新たに飼い犬の登録を行う場合、予防注射代に加え登録手数料3,000円/頭が必要です。また、つり銭のないよう準備をお願いします。

### 下記に該当する場合は事前にご連絡を！

- ①登録済みの飼い犬がすでに死亡している、または第三者に譲渡されている場合など(役場への届け出が必要です)
- ②戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録されていない飼い犬の注射を希望する方(同時に飼い犬の登録を行います)
- ③戸別訪問の対象地区以外(上トマム、占冠市街、千歳、本通、宮下)にお住まいの方で、やむを得ない事情により戸別訪問による注射を希望される方

※時間は目安であり、多少前後する場合があります。  
※可能な限り村内で受けていただきますようお願いいたします。

☎ 建設課環境衛生担当 Tel 56-2173

## 勤労者のための

# 貸付金制度のご案内

占冠村では、村内で働く勤労者および季節的に雇用される方(季節労働者)の生活の安定を図るため、生活資金・教育資金の貸し付けを行っています。



取扱金融機関  
北海道労働金庫 富良野支店  
Tel 23-6000

## 勤労者生活資金貸付金

区 分	生活資金	教育資金
対 象 者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 村内の事業所等に勤務している方 (3) 現在の事業所等に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方	
貸付限度額	100万円	300万円
貸付利率	年利3.14%	年利2.67%
償還期間	7年以内	10年以内
償還方法	原則として月賦均等償還	
信用保証等	信用保証、担保その他の貸付条件は、取扱金融機関の定めによります。	
利子補給	返済が約定通りに履行されている場合、所定の貸付利率および信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。	
申 込 先	北海道労働金庫富良野支店	

## 季節労働者生活資金貸付金

区 分	生活資金	教育資金
対 象 者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 就労する意思はあるが当面就労する機会がない方 (3) 貸付金の償還能力があると認められる方	
貸付限度額	30万円(一世帯を原則とします)	
貸付利率	年利3.64%	年利3.09%
償還期間	11カ月以内	
償還方法	一括償還または月割償還(1～5カ月までは償還の据え置きが可能)	
保 証 人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。	
利子補給	返済が約定通りに履行されている場合、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。	
申 込 先	役場企画商工課商工観光担当	

## 国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです！

国民年金保険料の納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。保険料は、以下のいずれかの方法で納付することができます。また、口座振替による前払い(前納)は保険料の割引が受けられます。

### 納付方法

- ① 納付書納付
- ② 口座振替
- ③ クレジットカード納付
- ④ 納付書バーコードを利用したスマートフォンアプリ納付
- ⑤ ねんきんネットを活用したPay-easy(ペイジー)納付

令和8年度分の保険料は

月額 **17,920円**

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。



日本年金機構  
ホームページ

### 国民年金保険料免除・納付猶予制度について

納付期限までに保険料が納付されないと「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。なお、経済的な理由で保険料を支払うことが困難な場合や失業された場合に、保険料の納付を「免除」または「猶予」する制度があります。詳しくは日本年金機構のホームページでご確認いただくか、旭川年金事務所、または役場住民課戸籍担当までお問い合わせください。

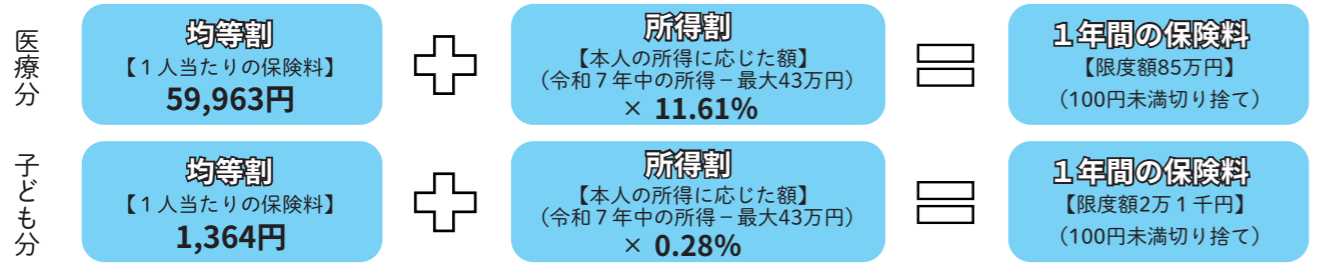
☎ 住民課戸籍担当 Tel 56-2123

☎ 企画商工課商工観光担当 Tel 56-2124

# 令和8年度の保険料について

◆ 令和8年度の保険料額は7月に個別にお知らせします

## 《保険料の計算方法》



- ▶ 「医療分」と「子ども分」を合わせた額が1年間の保険料です。
- ▶ 1年間の保険料の上限額は、85万円、子ども分が2万1千円です。
- ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。  
※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。  
※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## 保険料の軽減

### 1 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 令和8年度
$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	7割※医療分のみ7.2割
$43万円 + (31万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	5割
$43万円 + (57万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	2割

給与所得者等とは  
▶ 給与等の収入金額が55万円を超える方  
▶ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方のいずれかに該当する方です。

### 2 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(59,963円→29,981円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入っている健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

## 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 TEL 011-290-5601 住民課後期高齢者医療担当 TEL 56-2122

# こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行うための制度です。

令和8年4月より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の市町村で実施されます。

## ◇利用対象者

- ・ 占冠村に住民登録があること
- ・ 保育所等に通っていないこと
- ・ 0歳6か月～3歳未満であること

## ◇実施施設

占冠保育所(定員:1日あたり1人まで)

## ◇利用料金

- ・ こども1人1時間 300円
- ・ 月10時間までの利用となります

## ◇利用申込

次の手順により手続きをしてください。

- 1 利用認定の申請
- 2 決定通知の受理
- 3 事前面談の予約
- 4 事前面談
- 5 利用予約
- 6 施設利用



こども家庭庁  
ホームページ

☎ 子育て支援課子育て支援室 TEL 56-2125

# 野外体育施設をご利用ください

今年度も野外体育施設の開放をしております。夏期間の体力づくりの場としてご利用ください。

●施設名 運動公園野球場・ふれあい広場・テニスコート・総合グラウンド・ゲートボール場・パークゴルフ場

●申込み 運動公園野球場・総合グラウンド・ゲートボール場・パークゴルフ場を団体で使用される方は、教育委員会社会教育担当へ必ず申込みをしてください。  
※申込用紙は教育委員会にあります。



☎ 教育委員会社会教育担当 TEL 56-2183



## 廃用症候群

廃用症候群とは、長期間の安静や運動量の減少により、体の機能が著しく低下することを指し、生活不活発病とも呼ばれる状態です。

### ◎原因

病気やケガなどにより、長期間ベッドで安静にしていると、筋肉を使わないため、筋力が低下し、関節が硬くなります。このように体全体を動かさない生活が続くと、筋肉の萎縮や関節の拘縮が進行し、全身の身体機能が衰えることで廃用症候群に陥ります。



### 廃用症候群の前兆・初期症状

症状として、まず筋力低下が見られます。例えば、歩行が難しくなったり、以前は軽く持ち上げられていた物が重く感じたりします。筋力低下は1週間の安静で10～15%、3～5週間で50%も低下すると言われています。また、高齢者では影響が大きく、2週間の安静で下肢の筋力が20%も低下することがあります。

並行して、関節の硬直も症状として現れます。関節の動きが悪くなり、可動域が狭くなるため、体を自由に動かすのが難しくなり、例えば座ったり、立ったりする動作がおっくうになります。

心肺機能も症状の一つで、長時間横になっていると、心臓から血液を全身に送る力が弱まり、全身に酸素を供給する能力が低下します。その結果、軽い運動でも息切れや動悸が起こりやすくなります。

精神的な変化として、うつ状態や意欲の低下が見られるようになります。加えて、せん妄や見当識障害などの認知機能の低下も現れることがあります。

### 検査・診断

筋力測定や血液検査、画像診断などで総合的に評価します。

また、心機能低下や肺塞栓症、誤嚥性肺炎などの疾患があると廃用症候群の一因となっている可能性があるのだからかりつけ医に相談してみましょう。

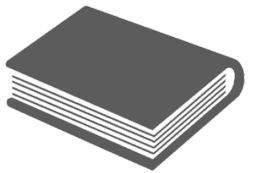


### ～治療～

- ・運動療法 筋肉の萎縮を防ぎ、関節の機能を維持・改善することができ、血行をよくして、全身の代謝を向上させる効果があります。
- ・栄養管理 筋肉の再生や体力の回復をサポートするため、特にたんぱく質、ビタミン、ミネラルなどの栄養素をバランスよくとりましょう。



## 図書室をご利用ください！



公民館図書室を利用しませんか？中央図書室・トナム図書室には合わせて約27,500冊の蔵書があります。毎月新しい本を購入しており、流行の本や幅広いジャンルを取り揃えていますので、ぜひご利用ください！

◇開館曜日 中央図書室：月曜日から土曜日まで（日曜・祝祭日は休館となります）  
トナム図書室：月曜日から金曜日まで（土日・祝祭日は休館となります）

◇開館時間 中央図書室：9時から18時まで※13時から無人となります  
トナム図書室：8時30分から17時15分まで

◇本の借り方 本の中の貸出カードに自分の個人番号と借りる日付を記入し、カウンター前の「貸出カード入れ」に入れてください。

※初めて利用する方はカウンターに置いてある「図書貸出個人カード申込書」に必要事項を記入し、管理人（トナムは支所窓口）に提出して個人カードを作成しましょう。

◇貸出期間 借りた日から2週間（1人5冊まで）

◇返却方法 中央図書室：図書室入口左にある返却ブックポストへ  
トナム図書室：図書室入り口付近にある返却ブックポストへ

◇その他 本の背表紙に赤い禁帯出のラベルが貼ってある本は貸出し出来ませんので、図書室で読むようお願いいたします。学校就学前のお子様を利用される場合は、必ず保護者の方と一緒にご利用ください。

◇お知らせ 令和7年度から中央図書室内の窓際にはくつろぎスペースと読書スペースを設けています。水筒やペットボトルなどの中身がこぼれない容器は持ち込み可能ですので、ぜひご活用ください。

図書室のご利用についてご不明な点がございましたら、公民館事務局（TEL56-2183）もしくは公民館図書室（TEL 56-2590：13時まで）、トナム支所（TEL 57-2160）にご連絡願います。

### 図書スペース



### ⚠️ 自動車税を忘れずに!

自動車税の納期限は、令和8年6月1日(月)です。忘れずに納めましょう。

#### 納税通知書について

納税通知書の発付日は令和8年5月7日(木)です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部(Tel 011-746-1190)までご連絡ください。(自動音声でご案内します。)

#### 納税方法について

納付はお近くの金融機関やコンビニをご利用ください。また「地方税お支払サイト」を利用したキャッシュレス納付も可能です。詳しくは道税ホームページをご覧ください。



道税ホームページ

☎ 北海道上川総合振興局納税課  
Tel 0166-46-5100

### 「人権擁護委員の日」 ～特設人権相談所を開設します～

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」としています。

家庭内や近隣とのもめごと、いじめ、虐待、体罰、差別、さまざまな人権に関する問題等について占冠村人権擁護委員が無料で相談に応じますので、お気軽にお越しください。



日時 令和8年6月1日(月) 13時～15時  
場所 占冠村総合センター2階相談室

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当 Tel 56-2125

### 労働相談所を開設しています

占冠村では、労働者および使用者の相談に応じ、合理的な解決を図ることを目的として労働相談所(占冠村総合センター1階相談室)を開設しています。



労務管理の改善や労使紛争の予防に関することなど、労働問題に関するさまざまな相談に労働相談員が無料で応じますので、ご相談の際は、労働相談員にご連絡ください。

労働相談員：鈴木 和男さん Tel 080-5189-3642  
☎ 企画商工課商工観光担当 Tel 56-2124

### 住民基本台帳の閲覧状況

令和7年度の閲覧状況をお知らせします。

▶ 期間 令和7年4月～令和8年3月  
▶ 閲覧件数 1件  
☎ 住民課戸籍担当 Tel 56-2123

### 情報公開制度の運用状況

令和7年度の運用状況をお知らせします。

#### 開示請求の処理状況

▶ 請求件数 8件  
▶ 公開件数 8件  
▶ 非公開件数 0件  
▶ 不存在件数 0件

☎ 総務課総務担当 Tel 56-2121

### 6月1日は電波の日です

総務省では6月1日を「電波の日」とし、6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。



総務省 北海道総合通信局では電波を監視し、正しい電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

☎ 総務省 北海道総合通信局  
Tel 011-737-0099

【電話受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00】  
※土日祝を除く

### 生活・仕事相談会を開催します

日時 5月27日(水)

①10時00分～10時50分  
②11時00分～11時50分

場所 占冠村役場

申込 5月26日(火)の15時までに電話、FAX、メールで予約してください。

相談料 無料

☎ かみかわ生活あんしんセンター  
Tel 0166-38-8800 FAX 0166-33-0021  
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当 Tel 56-2125

### ⚠️ 乾燥の季節、火の取り扱いに注意

5月は大陸から乾いた高気圧が移動してくる影響で、晴天の日が多く湿度が一年で最も低くなります。また、雪解けに伴い入山者も増加し、上川・留萌地方では林野火災のリスクが最も高くなる時期でもあります。

昨年12月に林野庁で発表された「原因別出火件数」によると、令和2年から6年までに発生した林野火災で原因が分かっている事例は、「たき火」や「野焼き」「たばこの不始末」等の人為的なものが約6割を占めています。これらは、火の取り扱いに注意することで、未然に防ぐことができるものです。

気象庁では昨年12月に、火災の発生リスクが高まる「乾燥注意報」、被害が拡大する恐れがある「強風注意報」の発表状況や、降水量などの気象状況を集約した「林野火災予防ポータルサイト」を開設し、注意喚起を行っています。

空気がカラカラになり火災の起こりやすいこの季節、最新の防災気象情報を確認し、火災の予防に努めましょう。



旭川地方気象台ホームページ



気象庁 林野火災予防ポータルサイト

☎ 旭川地方気象台  
Tel 0166-32-7102

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
- 月収が15万8,000円以下の方

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12カ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※敷金の納入が必要です。  
※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 おおむね6月1日(月)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当  
トナム支所

◆お問い合わせ：建設課建築担当 Tel 56-2172

### 村営住宅等入居者募集のご案内

募集团地	受付期限 5月15日(金)	
●中央地区	6戸	●占冠地区 1戸
○中央団地		○占冠団地
1LDK 1戸		3LDK 1戸
2LDK 1戸		
3LDK 2戸		
○川添団地		
3LDK 1戸		
○第2千歳団地※		
4LDK 1戸		
※ 第2千歳団地は所得基準が異なります。		
○トナム夫婦世帯向け村有住宅 3LDK 1戸		
※ 夫婦世帯向け住宅は入居基準が異なります。		

### 運転免許更新時講習会

会場：富良野市ふれあいセンター  
富良野市春日町12番5号

#### ■優良講習(30分)

◎5月8日(金) 13時～  
◎5月15日(金) 13時～

#### ■一般講習(1時間)

◎5月8日(金) 14時～  
◎5月15日(金) 14時～

#### ■初回講習(2時間)

◎5月12日(火) 13時～

#### ■違反講習(2時間)

◎5月22日(金) 13時～

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

☎ 富良野警察署交通課 Tel 22-0110

### 占冠村の放射線量の状況(4月分)

測定日 令和8年4月7日(火)  
【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	14時50分	雨	0.044
双民館グラウンド	14時40分	雨	0.056
占冠地域交流館グラウンド	14時24分	雨	0.052
占冠保育所グラウンド	14時31分	雨	0.052
トナム学校グラウンド	13時38分	雨	0.041
トナム保育所グラウンド	13時42分	雨	0.046

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果(上川総合振興局0.021～0.098)と比較して平常レベルと判断されます。「北海道の空間放射線量率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp

☎ 総務課総務担当 Tel 56-2121



### 占冠消防団 新団長就任

この度、藤本重克前団長の後任として、4月1日付で占冠消防団長に就任いたしました鈴木和仁です。歴代団長が築き上げてこられた歴史を重んじ、地域の安全を守るために全力を尽くす所存です。

消防団は、火災だけでなく、地震や風水害、雪害といった地域の「ピンチ」に真っ先に駆けつけるボランティア組織です。団員が志を高く持ち、生き生きと活動できるよう、風通しの良い組織づくりを進め、次代を担う若い世代の入団促進にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

占冠村がより安全で、安心して暮らせる場所であり続けるよう、団員一同、心をひとつにして活動してまいります。皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。



#### 消防団人事

※（ ）内は前階級、新入団員です。

団本部 副団長 坂口 誠 (第2分団 分団長)

第1分団 部長 高野 克祐 (第1分団 班長)

第1分団 班長 高橋 亮太 (第1分団 団員)

第2分団 分団長 長谷川 勘太郎 (第2分団 副分団長)

第2分団 副分団長 安居 明美 (第2分団 部長)

第2分団 部長 清水 陽介 (第2分団 班長)

第2分団 班長 江頭 一馬 (第2分団 団員)

第2分団 団員 馬島 克己 (新入団員)

#### 救急出場状況 (3月分)



一般負傷 19件 (18人)

急病 6件 (6人)

加害 1件 (1人)

3月計 26件 (25人)

年間累計 113件 (108人)

※（ ）内は傷病者搬送人員

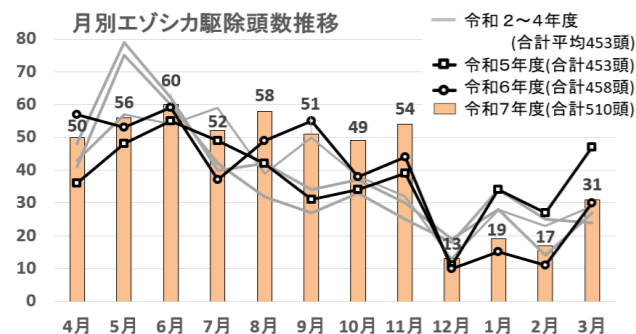


## 野生動物対策の状況

農林課林業振興室  
野生鳥獣専門員  
TEL 56 - 2174

### エゾシカ

令和7年度の駆除による捕獲頭数は510頭と、ここ数年の中で最多となりました。例年春の捕獲数が最大となり、冬に向かって減少していきませんが、昨年は夏から秋にかけても高水準の捕獲数が続きました(下図)。この年は村内の若手ハンターが新たに4人増えましたが、その効果はまだ表れず、捕獲数の多くはベテランハンターが担っている状況です。今後も若手ハンターの技量向上と捕獲機会の増加をめざし、講習会や実地研修など人材育成に取り組んでまいります。



### ヒグマ

4月14日には双珠別の国有林内で足跡の発見がありました(右写真)。山林内では徐々に活動を始め、静かな冬眠明けを迎えています。夏に向けヒグマの活動は活発になり、遭遇の危険が増えていきます。遭遇予防に努めていただくほか、ヒグマ情報の提供にご協力お願いいたします。



足跡(大型)

### 鳥類

昨年10月以降、北海道内ではハシブトガラスをはじめとした野鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染確認が相次ぎ、その対象はタヌキやアライグマにも及びました。村内ではまだ確認事例はありません。直に触れなければ人への感染リスクは低いのですが、死骸や衰弱している鳥を発見した場合は触らず、村役場までご連絡ください。



## 地域とともに

### 書道パフォーマンス講座

3月3日に、書道パフォーマンス講座を行いました。大きな半紙に一人ずつのびのびと文字を書きました。最後に、桜の花びらを表現するために、ピンク色の手形をペタペタ押し付けて飾り付けました。作品は、校内に掲示し、卒業証書授与式の際に、保護者・地域の皆様にご覧いただきました。全員で一つの作品を作り上げる喜びを実感する良い機会となりました。



### 同窓会入会式

3月9日に、満永大樹同窓会長を迎えて同窓会入会式を行いました。卒業生の決意表明では、「トナム学校の卒業生としての自覚と責任をもち、夢に向かって歩み続けたい」と力強い言葉がありました。



### 卒業証書授与式

3月13日に卒業証書授与式を行いました。本年度の卒業生は1人で、9年間トナム学校を支え続けてきました。式では、在校生が一言一言に思いを込めた「送辞」で、卒業生はこれまでの思い出とこれからの抱負について力強く言葉にした「答辞」で、それぞれ感謝と決意の気持ちをしっかりと伝えました。御来賓・地域の方々にも多数出席していただき、途中、涙が零れ落ちる場面があるなど、感動的な式となりました。



## こちら駐在所です

占冠駐在所  
TEL 56 - 2110

### 安全・安心なくらしのために

○悪質商法の被害にあわないためのポイント

### 「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

【う】うまい話を信用しない! ~うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・~

【そ】そうだんする! ~ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を~

【つ】つられて返事をしない! すぐに契約しない! ~悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます~

【き】きっぱり! はっきり! 断る! ~あいまいな返事をせず、キッパリ! ハッキリ! 断る! ~

# トマム学童 × 将棋愛好会 世代と文化を超えた交流対局



トマム学童クラブで、いま「将棋ブーム」が巻き起こっています。加入者12人のうち6人が外国籍という国際色豊かなクラブですが、子どもたちの心をすっかり掴んでしまったのが、日本の伝統文化「将棋」。何よりも将棋！休み時間もとにかく将棋！気づけば将棋に熱中している毎日だそうです。

「もっと強い人と指してみたい！」そんな子どもたちの熱い挑戦状を受け取ったのは、占冠村将棋愛好会のお二方。こうして、4月3日に世代と文化を超えた異例の交流対局が実現しました。

いざ対局となると、さすがは大人の愛好会メンバー。子どもたちは手ほどきを受けながら、負けても次へ生かす粘り強さ、そして「礼に始まり礼に終わる」といった将棋の奥深さを肌で感じたようです。対局後には、愛好会メンバーから「子どもたちが思った以上に強かった」と驚きの声も上がりました。

好きこそ物の上手なれ、とはよく言ったもの。いまは愛好会の皆さんに教わる子どもたちの中から、将棋の道をめざす子どもが出てくるかもしれません。



## 編集後記

このたび、人事異動で広報統計担当となりました若山と申します。不慣れではありますが、地域の方々に役立つ情報や笑顔になる話題をお届けできるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

今回、トマム学童クラブの将棋の熱中ぶりを記事にしました。その取材に伺った際、私も子どもたちから将棋の誘いを受けました。大人の力を見せつけたら悪いかないと思いましたが、しよせん私は駒の動かし方だけ知っている程度、普通に負けました。いらぬ心配でした。

## 広報からのお知らせ

各行事等では広報の取材・写真撮影をさせていただいています。

広報への掲載をご承諾いただけない場合は、その場までお申し出いただくか担当までご連絡ください。広報紙に関する情報・意見・要望もお待ちしております。

## ■人口・世帯数（3月末住民基本台帳登録数）

人口 男 女 世帯数  
1,391人(-119) 713人(-73) 678人(-46) 1,013(-114)

《うち外国人の人数 427人》

中央	占冠	双珠別	トマム	出生	死亡	転入	転出
593人	66人	36人	696人	0人	1人	16人	110人



広報しむかっぷは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO<sub>2</sub>削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村 編集／企画商工課 印刷／(株)総北海

〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 TEL 0167-56-2124 FAX 0167-56-2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <https://www.vill.shimukappu.lg.jp>